

地産地消キャンペーンで

「あいちのかおり」や「名古屋コーチン」が当たります

問合せ 秘書企画課企画政策グループ (☎ 38-5805)

地産地消キャンペーン

抽選券の配布は
5月7日まで

エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う生活支援として郵送にて配布しましたおこめ券を市内のキャンペーン参加店舗で使用すると、地元産あいちのかおりや岩倉特産名古屋コーチン生肉などが抽選で当たる「地産地消キャンペーン」を行っています。抽選券の配布期間は、5月7日(日)までですので、この機会にぜひご利用ください。

【当選番号の発表】

- 発表日 5月19日(金)
- 発表方法 JA愛知北ホームページにて掲載、また、キャンペーン参加店舗にもポスターで掲示。広報いわくら6月号にも掲載します。

【景品との引き換え】

- 引換場所
 - ★名古屋コーチン生肉 (要事前予約)
 - ①関戸養鶏人工孵化場 (住所 西市町無量寺13番地、☎ 37-0369)
 - ②名古屋コーチンの店「鳥勝」 (住所 本町畑中21番地、☎ 66-0379)

★名古屋コーチン以外の景品

JA愛知北産直センター岩倉店 (住所 大地町西町畑5、☎ 38-3301)

※事前予約が必要な景品もありますので、詳細は下記の市ホームページをご確認ください。

●引換期間 5月22日(月)～6月30日(金)

※期間を過ぎますと引き換えができませんので、ご注意ください。

おこめ券の受け取り期限は5月31日(水)までです

郵送時に不在、その他の理由により受け取りがされなかったおこめ券については岩倉市役所で保管していますので、まだ、受け取られていない人はお早目にお受け取りください。受取方法等については下記のとおりです。

- 配布対象者 令和5年1月1日において本市に住民登録のある世帯の世帯主
- 受取期間 5月31日(水)まで(土・日曜日、祝日を除く)
- ★受取時間 午前8時30分～午後5時15分
 - ※ただし、5月21日(日)、28日(日)は午前8時30分から正午まで受け取ることができます。
 - ※期限を過ぎますと受け取ることができませんので、ご注意ください。
- 受取場所 市役所5階秘書企画課企画政策グループ
 - ※5月21日(日)、28日(日)は市役所1階おこめ券受け渡し臨時窓口

●受取方法

【世帯主ご本人が来庁される場合】

本人確認書類(運転免許証や健康保険証などの公的書類)を持参の上、お越しください。

【世帯主ご本人以外が来庁される場合】

世帯主ご本人の本人確認書類(運転免許証や健康保険証などの公的書類)と来庁される人の本人確認書類(運転免許証や健康保険証などの公的書類)を持参の上、お越しください。

詳細は、右記二次元コードから市ホームページをご確認ください。



令和5年 住宅・土地統計調査の調査員を募集します

秘書企画課企画政策グループ（☎38・5805、FAX38・2471、
メール hishokikaku@city.iwakura.lg.jp）

住宅・土地統計調査は5年に一度、住生活関連施策の基礎資料を得る事を目的とした調査で、令和5年10月1日を基準日として、全国一斉に実施されます。調査員活動を経験したことのある人はもちろん、そうでない人も大歓迎です。

●募集人員 45人

●応募資格 次の全ての要件を満たす人

- ①年齢が20歳以上(令和5年10月1日現在)
- ②税務および警察などの事務に直接関係がないこと
- ③公職の候補者の選挙活動に直接関係がないこと

●調査員の仕事

- ①事務説明会への出席（8月下旬～9月上旬・半日程度）
- ②担当調査区の確認
- ③調査票の配布と回収（9月下旬～10月上旬）
- ④調査票の点検・提出など

●調査員の身分 非常勤の地方公務員として愛知県知事から任命されます。

（任命期間は8月下旬～10月下旬の予定）

●調査員の報酬(国の基準) 3調査区(1調査区あたり調査対象は約17住戸程度)の場合、約6万8000円程度

※担当いただく調査区数については、ご相談に応じます。

●応募 6月30日(金)までに、次のいずれかの方法にてご応募ください。

- ・Web申請 市ホームページの応募専用フォームより必要事項を入力してご応募ください。
- ・持参・メール・FAX 応募用紙またはメール本文に必要事項をご記入のうえ提出してください。

・郵送 はがきまたは応募用紙に、必要事項をご記入のうえ、郵送してください(当日消印有効)。

※必要事項：住所・氏名・生年月日・年齢・職業・電話番号・調査時の移動手段(徒歩・自転車・バイク・自動車)・統計調査員経験の有無(経験のある場合は、調査名を記入してください)

※応募用紙は市役所5階秘書企画課でお受け取りになるか、市ホームページからダウンロードできます。

●その他 必要に応じて面接を行います。



市ホームページ

マイナポイント申込・マイナンバーカード申請 臨時サポート窓口

開設中

●問合せ先 申請サポート窓口（☎090-2779-4178、☎080-8549-5160）

※希望の問合せ先にお電話が繋がらない際は、もう一方の番号におかけください。

●開設場所 市役所1階エスカレーター付近

●開設日時 令和5年5月31日(水)まで

★月～金曜日 午前8時30分～午後5時

★日曜日 午前8時30分～正午

※土曜日、第3土曜日の翌日曜日、祝日は開設しません

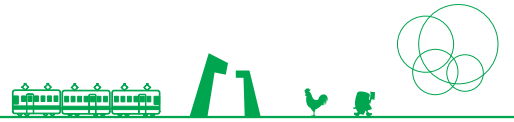
●持ち物

★マイナポイントの申し込み マイナンバーカード（利用者証明用の4桁の暗証番号が必要です）

※ポイントを付与したい決済サービスを事前にご確認ください

※公金受取口座の登録をご希望の人は通帳等登録する口座のわかるものをお持ちください。

★マイナンバーカードの申請 本人確認書類または個人番号カード交付申請書



岩倉市職員人事異動をお知らせします（令和5年4月1日付）

問合せ先 秘書企画課秘書人事グループ（☎ 38-5801）

（ ）内は旧職名

【部長級】 健康福祉部長兼福祉事務所長 長谷川忍（教育子ども未来部長）、教育子ども未来部長 近藤玲子（教育子ども未来部学校教育課長）

【課長級】 建設部都市整備課長 西村忠寿（建設部都市整備課長兼企業立地推進室長）、会計管理者兼会計課長 若森豊子（教育子ども未来部生涯学習課図書館長）、教育子ども未来部学校教育課長 岡崎祐介（会計管理者兼会計課長）

【主幹級】 総務部協働安全課主幹 小出健二（総務部秘書企画課主幹）、健康福祉部長寿介護課主幹 浅田正弘（建設部企業立地推進室主幹）、健康福祉部長寿介護課主幹 浅野弘靖（健康福祉部長寿介護課統括主査）、消防本部総務課主幹 小川薫（健康福祉部健康課統括主査）、教育子ども未来部生涯学習課図書館長 高橋善美（健康福祉部長寿介護課主幹）、教育子ども未来部子育て支援課中部保育園園長 野田文恵（教育子ども未来部子育て支援課東部保育園園長）、教育子ども未来部子育て支援課東部保育園園長 加藤美穂（教育子ども未来部子育て支援課仙奈保育園園長）、教育子ども未来部子育て支援課仙奈保育園園長 鬼頭美穂（教育子ども未来部子育て支援課中部保育園園長）

令和5年度の区長の皆さんをお知らせします

問合せ先 協働安全課市民協働グループ（☎ 38-5803）

区名	区長名	区名	区長名
大市場町	村瀬 金久	神野町	青山 徳彦
下本町	伊藤 利和	石仏町	奥田 裕司
中本町	菅原 寛	北島町	櫻井 三喜男
東町	山田 一寿	野寄町	三輪 明壽
中野町	藤井 和彦	大地町	加藤 三千雄
本町（上市場）	加藤 厚	中央町	中島 徳男
本町（北口）	佐藤 順司	川井町	大島 壽彦
本町（門前）	山本 和己	大山寺町	伊藤 清春
西市町	大野 俊次	稲荷町	田中 孝尚
新柳町	牧野 明子	曾野町	木戸 勉
新柳町1区	堅田 友則	五条町	山田 雅弘
鈴井町	藤原 一利	南新町	野口 臣一
泉町	水谷 隆幸	東新町1区	時田 正人
八剣町	樋口 強	東新町2区	藤井 純二
井上町	安藤 勝康	東新町3区	塚本 秋雄

児童手当の対象所得が令和4年中の所得に切り替わります

問合せ 子育て支援課児童グループ (☎ 38-5810)

児童手当について、6月分からは令和4年中の所得で算定します。これまで児童手当を受給していた人で所得が下表の「B: 所得上限限度額」以上の場合は、児童手当等の受給資格が消滅となります。また、所得が「B: 所得上限限度額」未満の場合で、昨年6月分からの児童手当等が受けられなかった人は、新たに児童手当等が支給されます。その場合は、改めて、認定請求の申請が必要です。

	A: 所得制限限度額		B: 所得上限限度額	
	下の所得額以上の場合は児童ひとりにつき月5,000円(特例給付)を支給		下の所得額以上の場合は支給なし	
扶養親族等の人数	所得額	収入額の目安 [※]	所得額	収入額の目安 [※]
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際には給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

●申請期限 5月31日(水)

※市民税県民税納税通知や給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額の決定通知書等により、所得上限限度額未満となることが分かった場合は、通知を受け取った日の翌日から15日以内に認定請求の申請を行ってください。

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●申請方法 子育て支援課の窓口まで、認定請求書および必要書類を持参または郵送してください。マイナンバーカードをお持ちの人は電子申請も可能です。詳しくは、市ホームページ等をご確認ください。

※児童を養育している人が公務員の場合は、勤務先の担当部署にご確認ください。

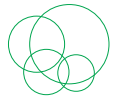
●支給月額

児童の年齢		児童手当	特例給付
3歳未満		15,000円	5,000円
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

児童手当…「A: 所得制限限度額」未満の人

特例給付…「A: 所得制限限度額」以上、「B: 所得上限限度額」未満の人

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降の児童をいいます。



令和5年度 歯科保健事業一覧



～早期発見で大切な歯と歯ぐき、お口の機能を守りましょう～

●問合せ先 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

節目歯科健康診査

●診査内容 口腔内診査、保健指導、舌・口唇機能のチェック（65・70歳のみ）、歯冠（前歯唇側）クリーニング（希望者）

※右記の対象となる人には、4月中旬頃に受診券をお送りしました。

●実施期間 受診券到着後～令和6年2月29日（木）

●ところ 市内委託医療機関

（左ページ実施歯科医療機関（令和5年度）参照）

●費用 無料

●対象

20歳	平成15年4月1日から平成16年3月31日生まれ
30歳	平成5年4月1日から平成6年3月31日生まれ
40歳	昭和58年4月1日から昭和59年3月31日生まれ
50歳	昭和48年4月1日から昭和49年3月31日生まれ
60歳	昭和38年4月1日から昭和39年3月31日生まれ
65歳	昭和33年4月1日から昭和34年3月31日生まれ
70歳	昭和28年4月1日から昭和29年3月31日生まれ

新規

口腔機能・歯科健康診査

●対象

76歳	昭和22年4月1日から昭和23年3月31日生まれ
80歳	昭和18年4月1日から昭和19年3月31日生まれ

※上記の対象となる人には、4月中旬頃に受診券をお送りしました。

●実施期間 受診券到着後～令和6年2月29日（木）

新規

要支援認定者 口腔機能・歯科健康診査

●対象 令和5年4月以降に要支援認定1、2の認定を受けた人

※令和5年度節目、口腔機能健康診査の対象者は除く

※要支援認定後に受診券を送付します。



●実施期間 受診券到着後～6カ月

●診査内容 口腔内診査、保健指導、飲み込みの機能や舌・口唇機能のチェック

●ところ 市内委託医療機関（左ページ実施歯科医療機関（令和5年度）参照）

●費用 無料

在宅療養者のための 訪問歯科健康診査

※歯科医院へ通院ができない人の歯科健診を行います。

●対象 寝たきりや重度の障がい等により、通院による歯科健康診査を受けることができない在宅療養中の市民で、次のいずれかに該当する人

- ① 節目歯科健康診査、口腔機能・歯科健康診査の対象者
- ② 要介護4または5に認定された人
- ③ 20歳以上の障がい等がある人



※申し込みが必要です

訪問歯科健康診査を希望する人は、介護保険証または障害者手帳、節目歯科健康診査受診券（①の対象者のみ）を持って、保健センターにお申し込みください。

●実施期間 受診券到着後～6カ月

はちまるにいまる

8020 歯の健康コンクール

- 対象 市内に住む 80 歳以上の人（昭和 19 年 3 月 31 日以前生まれ）で 20 本以上歯のある健康な人、過去に本表彰を受けていない人
- 応募方法 8 月 31 日(木)までに保健センター、市内歯科医院（一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会会員の歯科医院）に応募してください（下表のとおり）。
- 表彰 11 月 12 日(日)に開催される「いわくら市民ふれ愛まつり」で表彰式を行います。

各歯科健診の実施および 8020 歯の健康コンクール実施歯科医療機関（令和 5 年度） 令和 5 年 4 月 1 日現在

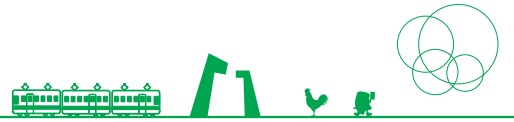
所在地	医療機関名	節目	口腔機能	要支援認定者	訪問	8020	電話番号
石仏町	はっとり歯科医院	●	●	●	●	●	66-3080
井上町	ありま歯科医院	●	★	★	—	●	22-6680
八剣町	京極歯科クリニック	●	★	★	●	●	22-6608
神野町	岩倉かとう歯科	●	●	●	—	●	66-4182
東町	青木歯科	●	★	★	●	●	66-5955
東町	むらせ歯科・矯正歯科インプラントオフィス	●	●	●	—	●	38-0811
東町	山田歯科	●	●	●	●	●	66-7502
西市町	あいち歯科	●	★	★	●	●	38-1184
中本町	カジウラ歯科	●	★	★	●	●	66-6480
中本町	カドヤデンタルクリニック	●	★	★	●	●	38-1011
本町	いわくら駅前歯科	●	★	★	●	●	66-8118
本町	岩倉歯科・矯正歯科	●	●	●	—	●	38-0038
本町	こもればデンタルクリニック	●	●	●	—	●	37-0540
栄町	松浦歯科・矯正歯科	●	●	●	—	●	37-0450
栄町	寺澤歯科	—	—	—	—	●	66-5508
栄町	夫馬歯科クリニック	●	●	●	●	●	66-2550
下本町	小川歯科医院	●	●	●	●	●	37-7496
昭和町	犬塚歯科医院	●	●	●	—	●	66-3800
稲荷町	岩倉中央歯科医院	●	●	●	●	●	37-8241
曾野町	ヒガキ歯科医院	●	●	●	●	●	38-3888
大市場町	はまじま歯科クリニック	●	●	●	●	●	37-0030
野寄町	岩倉しばた歯科・矯正歯科	●	★	★	●	●	81-7182
川井町	あさだ歯科	●	●	●	●	●	37-3457
大山寺本町	小岩井歯科	●	★	★	●	●	37-8148

★印は口腔機能に詳しい医療機関です。

（一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会会員）（地区別順）

フッ化物塗布・歯科健診・歯の健康相談

- とき 6 月 4 日(日) 受付：午前 9 時 30 分～ 11 時 30 分※予約の必要はありません。
- ところ 保健センター※駐車場に限りがありますので、車でのお出かけはご遠慮ください。
- 対象 フッ化物塗布・歯科健診は、乳幼児から小学 6 年生まで。
歯の健康相談はどなたでも受けられます。
- 費用 無料
- 主催 一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会
- その他 事前に歯みがきをしてお越しください。また、フッ化物塗布後 30 分は飲食ができません。塗布前に水分補給ができるようにお茶などをお持ちください。



新型コロナワクチン接種について（令和5年4月11日現在）

健康課（保健センター内 ☎ 37-3511）、新型コロナワクチン接種コールセンター（☎ 0120-056-712）

ご案内している情報は、今後変更される可能性があります。
ほっと情報メール、LINE で最新の情報を配信しています。
ぜひご登録ください。市ホームページには詳細を掲載しています。

なお、**ワクチン接種は強制ではありません**。本人または保護者の同意がある場合に接種が行われます。

※特例臨時接種期間は、令和6年3月31日まで延長されました。
接種費用は無料です。




ほっと情報メール



公式 LINE

令和5年春開始接種について（5月8日より開始）

令和5年春開始接種については、初回接種（1・2回目）が完了し、かつ下記表のいずれかに該当し、最後の接種から3カ月経過した人が対象です。

対象者（初回接種（1・2回目）完了者）	接種券の送付について
高齢者（65歳以上）	4月下旬より接種日の早い人から順に順次接種券を発送します（未使用の接種券が手元にある人はそちらを使用してください）。
基礎疾患を有する人（※）や新型コロナウイルスにかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める人（5～64歳）	接種券送付のための申請が必要です （未使用の接種券がある人は申請不要です）。 【申請フォーム】 
医療従事者・介護従事者等（64歳以下）	●申請方法 ★電話【岩倉市新型コロナワクチン接種コールセンター】 ☎ 0120-056-712（受付時間：毎日午前9時～午後7時） ★電子申請 右の二次元コードを読み取り申請してください。

（※）対象となる基礎疾患等について（該当するか迷う場合はかかりつけ医にご相談ください）

18歳以上（1～9は通院もしくは入院している人）	18歳未満（全て通院もしくは入院している人）
1. 慢性の心臓、腎臓、呼吸器、肝臓の病気 2. 病気や治療による免疫機能の低下 3. 神経疾患や神経筋疾患を原因とする身体機能の低下 4. 染色体異常 5. 血液の病気（鉄欠乏性貧血は除く） 6. インスリンや飲み薬で治療中又は合併症のある糖尿病 7. 睡眠時無呼吸症候群 8. 重い精神疾患 9. 知的障がい 10. BMIが30以上である	1. 慢性の心臓、腎臓、呼吸器、肝臓の病気 2. 病気や治療による免疫機能の低下 3. 神経疾患や神経筋疾患を原因とする身体機能の低下 4. 染色体異常 5. 血液の病気 6. 代謝性疾患（糖尿病を含む） 7. 悪性腫瘍 8. 膠原病 9. 内分泌疾患 10. 消化器疾患

精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している人については通院または入院をしていない場合でも基礎疾患のある人に該当します。

※初回接種は、生後6か月以上の全ての未接種者を対象に引き続き実施します。

※小児（5～11歳）の追加接種（小児用オミクロン株対応ワクチン）は、接種開始からの期間が短いため、初回接種（1・2回目）を完了した全ての小児（小児用オミクロン株対応ワクチンを接種していない人）を対象に8月末まで接種期間を延長して実施します。基礎疾患を有する小児は令和5年春開始接種（5～8月）でさらに1回の接種ができます。

国民健康保険ご加入の皆さんへ

問合せ先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

令和5年度国民健康保険税の税率改正

国民健康保険の安定した運営を図るため、国民健康保険税の税率を下表のとおり改正しました。
令和5年度の保険税額のご案内は令和5年7月中旬に送付します。

区分	医療分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割 (前年中の所得に応じて負担)	6.00%	6.60%	2.20%	2.70%	1.90%	2.30%
均等割 (加入者数で負担)	24,100円	26,100円	8,900円	9,700円	10,100円	11,000円
平等割 (加入世帯で負担)	17,000円	据え置き	6,300円	据え置き	5,000円	据え置き

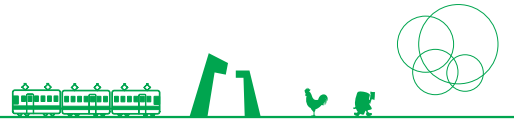
所得が少ない世帯への国民健康保険税の軽減

世帯主と、その世帯にいる被保険者の総所得金額等の合計が基準以下の世帯については、「均等割」と「平等割」が軽減されます。所得が0円の場合でも、申告をしていないと軽減できませんので、必ず市県民税の申告をしてください。(申告窓口：市役所2階税務課)

出産育児一時金支給額の改正

子育て世帯の負担軽減のため、令和5年4月1日以後の出産にかかる支給額を次のとおり改正しました。

支給額	
改正前	42万円
改正後	50万円 (産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は48万8千円)



国民健康保険にご加入の皆さんへ

人間ドック費用を助成します

●問合先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

実施時期	令和5年4月 ~ 令和6年3月
対象要件	・国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人で、国民健康保険税に未納がないこと。 この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や岩倉市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	①市民窓口課に電話で申込 → ②受診券の送付 ^{*1} → ③医療機関に予約 ④受診・費用の支払い → ⑤市民窓口課に申請 ^{*2} → ⑥助成金の振込 ※1 要件を確認後、郵送します。 ※2 検査結果(写)と領収書(写)の提出が必要です。

検査コース	検査の内容
Aコース	身長、体重、腹囲、BMI、視力、身体診察、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、血清クレアチニン検査、心電図検査、便潜血検査、胸部X線検査
Bコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT
Cコース	Aコース+腹部超音波または腹部CT+胃部X線または胃カメラ
オプション検査	胸部CT、眼底・眼圧検査

検査コース	Aコース	Bコース		Cコース				オプション検査	
		腹部超音波	腹部CT	腹部超音波		腹部CT		胸部CT	眼底・眼圧
				胃部X線	胃カメラ	胃部X線	胃カメラ		
助成額	10,000円	12,000円	13,000円	15,000円	16,000円	16,000円	17,000円	1,000円	500円
岩倉病院 (☎ 37-8155)	10,000円	17,000円	26,000円 (胸部CT込)	23,000円	29,000円	33,000円 (胸部CT込)	39,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
ようてい中央 クリニック (☎ 66-5133)	10,000円	15,000円	17,000円 (胸部CT込)	21,000円	27,000円	31,000円 (胸部CT込)	34,000円 (胸部CT込)	腹部CT選択 で同時受診	+1,300円
おしたに クリニック (☎ 38-3501)	10,000円	—	17,000円					+3,000円	
かみのクリニック (☎ 38-3800)	10,000円	15,000円	17,000円					+3,000円	
ませきクリニック (☎ 37-0175)	10,000円	15,000円	20,000円 (胸部CT込)					腹部CT選択 で同時受診	
有馬医院 (☎ 37-0123)	10,000円	15,000円							
いわくら内科・呼吸 器内科クリニック (☎ 66-3434)	10,000円	15,000円							
丹羽内科 クリニック (☎ 66-3366)	10,000円	15,000円							
のぎき内科・循環 器科クリニック (☎ 37-2018)	10,000円	15,000円							
いとうクリニック (☎ 38-1112)	10,000円								
岩倉東クリニック (☎ 66-1210)	10,000円								
名草クリニック (☎ 37-1700)	10,000円								

Aコースの場合 助成を受けると
自己負担0円 となります
 まずは市民窓口課に電話でお申し込みください

★検査費用額は、令和5年4月1日現在のものです。受診時期によっては金額が変更される場合がありますので、予約時に念のため医療機関でご確認ください。

後期高齢者医療にご加入の皆さんへ 人間ドック費用を助成します

問合せ先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

後期高齢者医療加入者の受診機会確保のため、人間ドック費用の助成をしています。

検査内容は、Aコースのみが対象です。

実施時期	令和5年4月～令和6年3月
対象要件	・後期高齢者医療に加入している人で、後期高齢者医療保険料に未納がないこと。 ※この助成を受ける人は、特定健診・健康診査や市が実施する脳ドック検査を受診できません。
助成の流れ	国民健康保険と同様です。まずは、市民窓口課へ電話でお申し込みください。
対象医療機関	国民健康保険と同様です。
検査内容	Aコースのみ。国民健康保険のAコースの検査内容と同様です。
助成額	10,000円

特定健診・健康診査の基本健診項目に、便潜血検査と胸部X線検査をプラスして、実質自己負担0円で受診できます。

脳検査・脳ドックの申し込みを受け付けます

問合せ先 市民窓口課保険医療グループ (☎ 38-5833)

国民健康保険および後期高齢者医療の加入者を対象に脳検査・脳ドックの費用の一部を助成します。

※脳手術を受けた人、ペースメーカーを使用している人は、受診できません。

※検査機器は狭小ですので、閉所恐怖症の人は、検査できない場合があります。

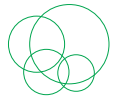
申込期間	令和5年4月3日(月)～令和6年2月29日(木) (土・日曜日、祝日、年末年始は除く)	
申込方法	市民窓口課に電話で申込 (☎ 38-5833)	
対象要件 (全てに該当する人)	国民健康保険の加入者	後期高齢者医療の加入者
	・令和5年4月1日現在35歳以上の人 ・国民健康保険税に未納がないこと ・受診日に岩倉市で国民健康保険に加入している人	・後期高齢者医療保険料に未納がないこと ・受診日に岩倉市で後期高齢者医療に加入している人
定員	90人	80人
受診期間	令和6年3月8日(金)まで (日曜日、祝日、年末年始は除く)	
受診医療機関	岩倉病院 (川井町)・ようてい中央クリニック (曽野町)	

検査名	検査項目	検査費用額	助成額	自己負担額
脳検査	血圧測定、MRI検査、MRA検査	25,000円	13,000円	12,000円
脳ドック ^(※)	問診、身体計測、血圧測定、MRI検査、MRA検査、血液検査、血液生化学検査、心電図検査、尿検査、聴力検査、胸部X線検査、血清クレアチニン検査	35,000円	13,000円	22,000円

(※) 特定健診・健康診査を受診される人または岩倉市が実施している人間ドック費用の助成を受ける人は、検査項目が重複するため、脳ドックはお申し込みできません。

また、脳神経外科に定期的に受診している人は、お申し込み前にかかりつけ医にご相談ください。

★検査費用額は、令和5年4月1日現在のものです。検査費用額については、予約時に念のため医療機関でご確認ください。



軽自動車税種別割の納税についてお知らせします

税務課市民税グループ ☎38・5806

軽自動車税種別割は令和5年4月1日の時点で原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車および二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。
今年度の軽自動車税種別割の納期限は、5月31日(水)です。納期限までに必ず納めましょう。

税率について

標準税率については下表に記載のとおりです。

最初の新規検査から13年が経過した車両(平成22年3月31日以前に最初の新規検査が行われた車両)について、通常より高い税率が適用されます。

また、令和4年度に新規検査が行われた車両で、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車については、その燃費性能に応じて、今年度のみ税率が軽減されます。詳しくは納税通知書に同封のお知らせ、または市ホームページをご確認ください。

軽自動車税種別割の減免

身体が精神に障がいのある人の軽自動車税種別割を減免します(1人につき1台に限る)。

●減免の対象 身体障がい(障がいの区分や級別による可否あり)または精神1級の障がいを持ち、手帳の交付を受けている人が所有する軽自動車等(身体障がい者で年齢18歳未満の人または精神障がい者と生計をともにする人が所有する軽自動車等を含む)

- 申請に必要なもの
 - ・運転免許証
 - ・身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳等
 - ・車検証
 - ・個人番号の分かるもの
- 申請期限 5月31日(水)

1. 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車など

車両区分		年額
原動機付自転車	50cc 以下	2,000 円
	50cc 超 90cc 以下	2,000 円
	90cc 超 125cc 以下	2,400 円
	ミニカー	3,700 円
二輪の軽自動車 (125cc 超 250cc 以下)		3,600 円
二輪の小型自動車 (250cc 超)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400 円
	その他のもの	5,900 円
ボートトレーラー		3,600 円

2. 四輪以上および三輪の軽自動車

			最初の新規検査が平成27年3月31日までの車両	最初の新規検査が平成27年4月1日以降の車両	最初の新規検査から13年経過した車両
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円

軽自動車の車検は、



JNKS

問合せ先
税務課市民税グループ
(☎ 38-5806)

納税証明書が
原則不要に！

令和5年1月より軽自動車税納付確認システム（軽 JNKS）の運用が開始され、軽自動車の車検（継続検査）で納税証明書の提示が**原則不要**になりました。

※所有する車両が小型の二輪自動車（250cc 超）の場合は軽 JNKS の運用対象外のため、これまでどおり納税証明書が必要です。

●口座振替をしている人 軽自動車税を口座振替で納付している人には、令和6年度から納税証明書は送付しませんが、小型の二輪自動車（250cc 超）を所有する人には、これまでどおり納税証明書を送付します。

●次の場合は納税証明書が必要

- ・納付直後のため、軽 JNKS に納付情報が登録されていない
- ・他の市区町村から引っ越してきた直後
- ・中古車の購入直後
- ・所有する車両が小型の二輪自動車（250cc 超）
- ・対象車両に過去の未納がある場合

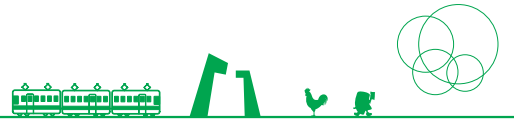
成年後見制度利用支援事業の対象者を見直しました

問合せ先 ▼高齢者に関すること 長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)
▼障がい者に関すること 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難な人に対し、市が費用を助成することにより、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者および精神障がい者の福祉の増進を図るものです。

今までの助成対象は市長が審判請求を行った人のみでしたが、今回の見直しで、本人、親族が審判請求を行った場合も対象となりました。

助成には収入要件等がありますので、詳しくは上記までお問い合わせください。



岩倉市の高齢者福祉サービスをお知らせします

問合せ 長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)

高齢者の皆さんに住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに、下記に記載されている事項以外の要件がある場合がありますので、事前に長寿介護課までご相談ください。

事業名	内容	対象者
生活支援型給食サービス	聞き取り調査等で承認された人を対象に、夕食を配達します(年未年始を除く)。 ※市の助成額1食300円	ひとり暮らし認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯等であり、給食が必要と認められる世帯
緊急通報システム設置	コールセンターとつながった緊急通報装置を設置し、コールセンターが緊急時に消防署へ救助を要請したり、相談をお聴きしたりします ※課税状況に応じ、設置時に自己負担があります。	要介護・要支援認定を受けた、ひとり暮らし認定がある人、または70歳以上の高齢者のみの世帯等で、固定電話回線を有し、設置が必要と認められる世帯
寝具丸洗・乾燥	対象者の使用する寝具を丸洗乾燥(年1回)・乾燥(年2回)します。	ひとり暮らし認定がある人または常時ねたきりの状態の人
ねたきり老人等介護者手当	ねたきり老人等を在宅で3カ月以上介護している人に月額5,000円の手当を支給します。	要介護4・5の人や、常時ねたきりの人を在宅で介護している人
高齢者日常生活用具給付	生活状況により、電磁調理器の生活用具を支給します。 ※課税状況に応じ、自己負担があります。	ひとり暮らし認定がある人
訪問理美容サービス	理美容師が対象者宅を訪問して整髪等を行います(年6回)。	在宅で、65歳以上の要介護4・5の人
紙おむつ支給	ねたきり老人を在宅で介護している人に介護用品(紙おむつ)の利用券を支給します。 ※非課税世帯(要介護者および家族介護者の属する世帯全員)が対象です。	市民税非課税世帯で、要介護4・5の人を在宅で介護している人
シルバー優待証明カード交付	名古屋港ポートビル等の施設を無料もしくは割引で見学できる優待証明カードを交付します。	65歳以上の人
すこやかタクシー料金助成	85歳以上高齢者の日常生活における活動を容易にできるよう、タクシー利用券(基本料金と迎車料金を助成)を支給します(月2枚)。	85歳以上の人
	要支援認定の人等で、乗降介助が必要な人に基本料金と迎車料金の他に乗降介助料金(1回500円を限度)を支給します(月2枚)。	65歳以上で介護支援専門員等の意見書を添えて申請が認められた人
リフトタクシー料金助成	移動が困難な在宅のねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額(上限5,000円)を助成します(月1枚)。	在宅で、要介護4・5の人または常時ねたきりの人
家具転倒防止器具等取付	地震などによる家具の転倒を防ぐため家具転倒防止器具や、住宅用火災警報器(自前で準備した警報器)を取り付けます。	在宅で、ひとり暮らし認定がある人、または75歳以上の高齢者のみの世帯
高齢者見守り家族支援サービス	行方不明になる可能性のある高齢者に対する位置情報専用端末機を家族介護者に貸し出します。 ※月額利用料を利用者に負担していただきます。	要介護・要支援認定を受けた人の介護者、または行方不明になる可能性のある高齢者の介護者
高齢者等賃貸住宅住み替え助成	高齢者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額(上限20万円)を助成します。 ※所得要件があります。	市内に1年以上在住し、市税を滞納していない65歳以上の人
高齢者住宅改善費助成	手すり設置や段差解消など住宅改善等に要する経費を助成します(上限50万円)。 ※所得要件があります。	65歳以上の人で介護認定を受けたことがある人等
高齢者等救命バトン配布	冷蔵庫で保管し、救急時に備える救命バトン一式を配布します。	障がい・病気等で健康状態に不安を抱える人
認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	認知症などで在宅高齢者が行方不明となった場合に備えて、あらかじめ岩倉市に登録をしておくことで、早期発見、事故の防止に繋がります。事前登録した人は、「認知症高齢者等個人賠償責任保険」の加入ができます。	65歳以上で認知症状があり、行方不明となる恐れがある人または、行方不明となったことがある人(若年性認知症の人も含む)

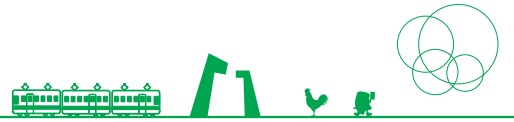
※ひとり暮らし認定は、65歳以上のひとり暮らしの人で、市が認定した人です。

岩倉市の障がい者福祉サービスをお知らせします

問合せ 福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)

心身に障がいのある人の日常生活を支援し、また、介護するご家族の負担を軽減するために、さまざまな制度を設けています。ただし、それぞれに要件がありますので、事前に福祉課までご相談ください。

事業名	内容	対象者
心身障がい者扶助料	対象者に月額 3,000 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 2,500 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 3・4 級 ②療育手帳 B 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 2 級 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 1,500 円を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 5・6 級 ②療育手帳 C 判定 ③精神障害者保健福祉手帳 3 級 ※施設入所者は除く。
在宅重度障害者手当	対象者に月額 15,500 円を支給します (1 種)。 ※所得制限、併給制限あり	身体障害者手帳 1・2 級かつ I Q 35 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
	対象者に月額 6,750 円を支給します (2 種)。 ※所得制限、併給制限あり ※手帳初回交付時に 65 歳以上であった場合、支給対象となりません。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②療育手帳 A 判定 ③身体障害者手帳 3 級かつ I Q 50 以下の人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
特別児童扶養手当	対象者に月額 53,700 円を支給します。 ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者を監護、養育している人 ①発達障がいを含む I Q 35 以下程度 ②身体障害者手帳 1～2 級程度 ※施設入所者は除く。
	対象者に月額 35,760 円を支給します。 ※所得制限あり	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者を監護、養育している人 ①発達障がいを含む I Q 50 以下程度 ②身体障害者手帳 3 級 (4 級の一部含む) 程度 ※施設入所者は除く。
特別障害者手当	対象者に月額 27,980 円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります。	次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者 ①身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がい者が重複してある人 ②身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人で、I Q 20 以下の人または常時介護が必要な精神障がいがある人 ③身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人または I Q 20 以下の人もしくは常時介護が必要な精神障がいがある人で、他に身体障害者手帳 3 級相当の障がい者が 2 つ以上ある人 ④身体障害者手帳 2 級 (一部を除く) 以上の障がいがある人または I Q 20 以下の人もしくは同程度の障がいや病状がある人で、日常生活においてほぼ全面介助が必要な人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
障害児福祉手当	対象者に月額 15,220 円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります。	次のいずれかに該当する 20 歳未満の障がい者 ①身体障害者手帳 1 級 (2 級の一部を含む) の障がいがある人 ② I Q 20 以下の人 ③上記と同程度の障がいや病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者は除く。
経過的福祉手当	対象者に月額 15,220 円を支給します。 ※所得制限、併給制限あり ※所持している手帳によって手当額が加算されることがあります。	次のいずれかに該当する 20 歳以上の障がい者で、従来の福祉手当受給者のうち特別障害者手当、障害基礎年金および特別障害給付金のいずれも受給していない人 ①身体障害者手帳 1 級 (2 級の一部を含む) の障がいがある人 ② I Q 20 以下の人 ③上記と同程度の障がいや病状で、常時介護が必要な人 ※施設入所者、3 カ月以上の入院者は除く。
日常生活用具の給付等	重度の障がい児・者が自力で日常生活を営めるよう特殊寝台、入浴補助用具、人工喉頭、ストマ用装具などの購入または貸与にかかる費用を助成します。 ※原則 1 割負担 ※障がいの種別や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳または、療育手帳をお持ちの人 ②難病患者等 ※施設入所者は除く。
ストマ装具の保管	災害時に住居が被災し、ストマ装具が持ち出せなくなった場合に備えて、自己所有のストマ装具 (概ね 10 日間分) をお預かりし、市役所庁舎倉庫で保管します。	市内に居住するストマ装具を必要とする人
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、吸入器、電気式たん吸引器などの購入にかかる費用を助成します。 ※収入によって費用の一部自己負担があります。	小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている人
補装具費の支給	身体障がい者に対し、身体機能の障がいを補い日常生活を容易にするため、補聴器、車いす、義肢等の購入や修理、貸与にかかる費用を助成します。 ※原則 1 割負担 ※障がいの種別や等級等に制限あり ※難病には対象疾患あり	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳をお持ちの人 ②難病患者等



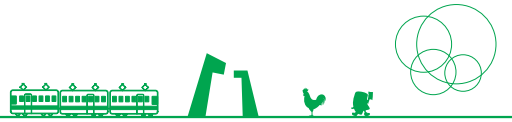
事業名	内容	対象者
軽度・中等度難聴児支援事業	身体障害者手帳の対象にならない軽度・中等度難聴のお子さんの聞こえの改善と言葉の習得を促進するため、補聴器の購入にかかる費用を助成します。	次の全ての要件を満たす人 ①市内に住所を有している 18 歳未満の人 ②両耳の聴力レベルが 30 デシベル以上で、かつ、身体障害者手帳の対象とならない人 ③補聴器の装用により、言語習得や教育等における効果が期待できると医師が判断する人 ④市民税所得割額 46 万円以上の人がいない世帯に属する人
心身障がい者福祉タクシー料金助成利用券	心身障がい者がタクシーを利用するときの基本料金と迎車料金を助成する利用券を月 3 枚お渡しします。	次のいずれかをお持ちの人 ①身体障害者手帳 1・2 級 ②身体障害者手帳内容に、下肢 3 級、体幹 3 級または視覚の 3 級が記載 ③療育手帳 A 判定 ④精神障害者保健福祉手帳 1 級
リフトタクシー料金助成	通常の車での移動が困難なねたきり老人等にリフトタクシー利用券を交付し、料金の半額 (上限 5,000 円) を助成します (月 1 枚)。	次のいずれかに該当する人 ①常時ねたきりで在宅の人 ②要介護 4 または 5 で在宅の人 ③身体障害者手帳下肢・体幹 1 級で在宅の人
手話通訳者派遣	聴覚障がい者、音声言語機能障がい者が公的機関等へ外出する場合に手話通訳者を派遣します。	耳の不自由な人または音声による意思疎通を図ることに支障があり、手話によって意思疎通が図れる人
要約筆記者派遣	聴覚障がい者、音声言語機能障がい者が公的機関等へ外出する場合に要約筆記者を派遣します。	耳の不自由な人または音声による意思疎通を図ることに支障があり、手話、口話が理解できない人
身体障がい者住宅改善費助成	身体障がい者に対し、住宅改善に要する対象工事費の 2 分の 1 を助成します (上限 50 万円)。	身体障害者手帳の体幹・下肢・視覚障がい 1 級・2 級をお持ちの人
障害者等賃貸住宅住み替え助成	障がい者等の世帯が、サービス付き高齢者向け住宅等に住み替えをする場合、引越しにかかる費用の半額 (上限 20 万円) を助成します。 ※所得要件があります。	市内に 1 年以上在住し、市税を滞納していない身体障害者手帳 1 級・2 級をお持ちの人
有料道路通行料金の割引	身体障がい者が自ら自動車を運転する場合、または重度の障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金が半額になります。	身体障害者手帳または、療育手帳 A 判定をお持ちの人
NHK 受信料の免除	障がい者に対し、NHK 受信料が全額または半額免除されます。 ※障がい等級、所得等に制限あり	障がい者手帳をお持ちの人
自動車運転免許取得費助成	障がい者の自動車運転免許取得費の一部を助成します (費用の 3 分の 2 以内、上限 10 万円)。 ※所得制限あり	障がい者手帳をお持ちの人
自動車改造費助成	身体障がい者が就労などのため、所有の自動車の操行装置等の一部を改造する場合、その経費を助成します (上限 10 万円)。 ※所得制限あり	身体障害者手帳をお持ちで、運転免許証に「免許の条件」が付されている人
入浴サービス	家庭において自力または介護による入浴が困難な重度身体障がい者等に対し、各家庭に移動入浴車を派遣し入浴サービスを行います。	身体障害者手帳の体幹・下肢障がい 1 級・2 級をお持ちの人
心身障害者扶養共済	障がい者の将来のために、保護者が健康なうちに掛金を拠出し、保護者が死亡したり重度障がいとなった場合、障がい者に年金を支給します (年金 1 口当たり 2 万円)。 ※掛金は加入時の加入者 (保護者) の年齢によって異なります。	身体障害者手帳 1～3 級または、療育手帳をお持ちの人
原子爆弾被爆者受診費助成	原子爆弾被爆者が広島市または長崎市内の病院で受診するために必要な費用の一部を助成します。	市内に 1 年以上お住まいで被爆者健康手帳をお持ちの人
デジター図書再生機の貸し出し	デジター図書などを再生できる視覚障がい者用ポータブルレコーダーを貸し出しています。貸し出しは無料で、30 日以内です。	市内在住者で、デジター図書再生機の利用を必要とする人、市内の心身障がい者福祉団体
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	援助が必要な人が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に手助けを求め一助として活用してもらうことを目的として、ヘルプマーク・ヘルプカードを配布します。	援助が必要な人 その他、ヘルプマーク・ヘルプカードを必要とする人

事業名	内容	対象者	
自立支援医療の給付	育成医療 ※所得制限あり	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付 (医療に要する費用の支給) を行います。 ※所得により自己負担あり (原則、医療費の 1 割)	18 歳未満で身体上の障がいがある人 ※医師の意見書が必要
	更生医療 ※所得制限あり	身体の機能の回復を図るために必要となる医療の給付 (医療に要する費用の支給) を行います。 ※所得により自己負担あり (原則、医療費の 1 割)	18 歳以上で身体障害者手帳をお持ちの人 ※医師の意見書が必要
	精神通院 ※所得制限あり	精神にかかる疾病を治療するために必要となる通院医療費の給付 (医療に要する費用の支給) を行います。 ※所得により自己負担あり (原則、医療費の 1 割)	精神にかかる疾病で通院している人 ※医師の診断書が必要

事業名	内容	対象者
精神障害者医療費の支給	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断され入院した人
	保険診療のうち自己負担分を支給します。 ※精神通院医療を受ける場合は、自立支援医療受給者証も併せて提示する必要があります。	精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの人
障害者医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。	次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1～3級 ②身体障害者手帳 4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳 4級～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A、B判定（IQ 50以下） ⑤自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む）
後期高齢者福祉医療費の支給	保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳 1～3級 ②身体障害者手帳 4級（腎臓機能障害） ③身体障害者手帳 4～6級（進行性筋萎縮症） ④療育手帳A・B判定（IQ 50以下） ⑤自閉症状群と診断された人（高機能自閉症、アスペルガー症候群含む） ⑥精神障害者保健福祉手帳1・2級 ⑦戦傷病者（所得制限あり） ⑧精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ⑨母子・父子家庭の人（所得制限あり） ⑩介護保険の要介護認定4または5で、生活介護を3カ月以上継続して受け、主たる生計維持者が市民税非課税の人 ⑪長寿介護課のひとり暮らし認定を受けている市民税非課税世帯で、税法上の被扶養者になっていない人
	精神通院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、自立支援医療（精神通院に限る）を受けている人
	精神入院治療に係る保険診療のうち自己負担分を支給します。	後期高齢者医療制度の加入者で、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条による精神障害者と診断された人

事業名	サービスの種類	内容
介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	同行援護	視覚障がい者で移動に著しい困難がある人へ、外出時に同行して移動の援護をします。
	行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に著しい困難がある人に、必要な介助や外出時の移動支援をします。
	重度障がい者等包括支援	重度の障がいがある人が生活するために、複数の障がい福祉サービスを組み合わせて生活の支援をします。
	短期入所（ショートステイ）	家族に用事がある時などに、施設へ短期間の入所をし、必要な支援を提供します。
	療養介護	医療が必要な障がいのある人に、病院で医療を受けながら、日常生活の支援をします。
	生活介護	施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
訓練等給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などを提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体機能向上のための訓練をします。
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるように、生活能力向上のために訓練をします。
	就労移行支援	就労を希望する障がいのある人に、生産活動の機会の提供や知識・能力向上の訓練、求職活動に関する支援をします。
	就労定着支援	一般就労した障がいのある人が継続して就労できるように相談支援や企業との連絡調整をします。
	就労継続支援（A型、B型）	通常の事業所では働くことが困難な人へ、就労機会の提供や知識・能力向上のための訓練をします。
	自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対して、巡回訪問や随時の相談に応じて、生活力等の向上のための支援をします。
支援相談	共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人が、共同生活住居に入居し、日常生活ができるよう援助をします。
	地域移行支援	施設や精神科病院から、地域での生活へ戻るため相談や支援をします。
支援相談	地域定着支援	一人暮らしの障がいのある人などに対して、地域で暮らし続けられるように相談や必要な支援をします。
	児童発達支援	小学校入学前の障がいのある子どもに、日常生活の動作の指導や集団生活への適応訓練などをします。
通所給付	医療型児童発達支援	小学校入学前の医療が必要な障がいのある子どもに、医療行為を含めた児童発達支援をします。
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいがある子どもの居宅に訪問して発達支援をします。
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに、学校の終業後または休校日に生活能力向上の訓練等をします。
	保育所等訪問支援	保育所等に訪問し、障がいのある子どもが集団生活をできるように支援をします。
	相談支援	困り事や、サービスの利用等についての相談に応じ、助言や必要な支援をします。
支援事業	移動支援	移動が困難な障がいのある人の自立生活や社会参加の促進のためヘルパーが外出支援をします。
	地域活動支援センター	障がいのある人に生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援をします。
	日中一時支援	家族に用事があるときなどに、日中活動の場を提供します。

- 「障害」と「障がい」表記について 国の法令や要綱等に基づくもの、または固有名詞については「障害」。それ以外は「障がい」と表記しています。



令和5年4月9日執行

愛知県議会議員一般選挙結果（岩倉市選挙区）

選挙管理委員会（行政課内 ☎ 38-5804）

■投票結果

（単位：％）

投票区 区分	北第一	北第二	上	天神	中第一	中第二	中央	南第一	南第二	西	下	東	計
男	29.68	32.96	35.13	36.74	34.71	31.37	31.21	30.76	30.74	36.35	30.95	28.05	32.27
女	32.85	31.65	36.06	33.96	35.69	31.95	33.55	29.98	31.02	32.20	30.73	32.17	32.71
計	31.27	32.32	35.59	35.29	35.21	31.66	32.41	30.36	30.88	34.20	30.84	30.12	32.49

■開票結果

区分	候補者			
	ほり	いわお	高桑	としなお
得票数	5,333		6,560	

得票総数 (A)	11,893	無効投票数 (D)	333
按分の際の切捨て (B)		投票総数 (C)+(D)	12,226
有効投票数 (C) (A)+(B)	11,893	持ち帰り・その他	0

令和5年度に行う

市民参加の手続きの予定を公表します

協働安全課市民協働グループ（☎38・5803）

市民参加条例の規定により、市の計画等の策定や評価を行うときには、市民の皆さんの意見を聴くため、審議会・意見交換会・アンケート・パブリックコメントなどの市民参加の機会を設けています。

令和5年度の市民参加の手続きの予定は、次のとおりです。

〔策定または変更〕

- ・第4期岩倉市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ・第3期岩倉市国民健康保険データヘルス計画
- ・第2期岩倉市自殺対策計画
- ・第6期岩倉市障がい者計画、第7期岩倉市障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）
- ・第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・岩倉市農業振興地域整備計画
- ・第3期岩倉市子ども・子育て支援事業計画

〔進捗等の評価〕

- ・岩倉市自治基本条例
- ・岩倉市市民参加条例
- ・第5次岩倉市総合計画
- ・岩倉市男女共同参画基本計画 2021・2030
- ・岩倉市行政改革行動計画
- ・第3期岩倉市地域福祉計画
- ・岩倉市自殺対策計画
- ・第5期岩倉市障がい者計画
- ・第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ・岩倉市健康増進計画健康いわくら21（第2次）
- ・第2次岩倉市環境基本計画
- ・第5次岩倉市一般廃棄物処理計画

それぞれの実施内容や時期は、二次元コードから一覧表で見ることができます。

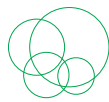


令和5年度市民活動助成金対象事業が決定しました

問合せ先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

市民活動助成金は、地域が抱える諸課題の解決を図り、市民の福祉向上やまちづくりに貢献する市民活動に対して助成金を交付することにより、団体活動の活性化、市民活動の拡充、マルチパートナーシップの促進を図っていく制度です。令和5年2月25日(土)に企画提案発表会を開催し、審査会の意見を聴いて以下のとおり決定しました。各事業のイベント情報等は、随時広報いわくらにてお知らせしていきます。

団体名	事業名	活動内容(予定)
◆はじめの一步コース(設立して3年以内の団体が、一步踏み出すためにチャレンジする公益性を有する事業)		
グラッチェ	アミーゴスキッチン	岩倉に住むブラジル人と日本人の児童の交流を軸に、ブラジルの協力者とオンラインでつなぎ、ブラジルの料理や文化に関する交流を行う。
◆市民提案・公益的事業コース(団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する公益性を有する事業)		
ミズベリング岩倉・五条川	五条川でSUPを広めよう!	五条川でサップウォークの体験会を行う。また、サップを使い、五条川下流部の清掃を行う。 ※ SUPとは「Stand Up Paddleboard」の略称で、ボードの上に立ち、パドルを漕いで水面を進む、ハワイ発祥のウォータースポーツ。
メディカルサポートあざりあ	医療福祉分野の有資格者による安心して住み続けられる町づくりに貢献するボランティア事業	市民活動団体として、水辺まつりや夏まつりなどの救護所支援を実施して、参加者の安全・安心をサポートする。
岩倉ボランティアサークル	ワクワク!大きなみんなのおさるのまち!	アニメ(絵本)「おさるのジョージ」の世界をヒントに、子どもたちが想像力を駆使し協力して取り組む「おさるのまちづくり」やバナナのお菓子づくり等を行う。
いわくらい部♪	寺おん×縁日2023	「お寺」での音楽ライブと、夢さくら公園での縁日型マルシェの地域密着イベント『寺おん×縁日2023』を開催する。
おむすび	子ども応援事業	子どもおむすび食堂を毎週火曜日に実施する。また、子どもたちの楽しい経験を増やすイベントや、子どもと大人の学び場として勉強会を行う。
プロジェクトスペース「hazi」事務局	R.E.Award (Residence&Exhibition Award)	アーティストが滞在して美術作品を制作する様子を公開するオープンスタジオを行い、普段見ることができない「作品になる前の作品」に触れる機会を設ける。また、市民向けの展示会等を行う。
地域のしあわせを考える会	いわくるくるネットワークを創ろう☆	市民に役立つ情報を誰でも入手できるSNSを介したネットワークをつくる。また、町内会をテーマにしたワークショップ、岩倉出身の著名人のトークイベント、岩倉産スイーツづくりなどを行う。
◆行政提案・協働事業コース(市が解決を目指す行政課題について、あらかじめ設定したテーマに基づき、団体が自らの特性を生かして行政と協働で取り組む事業)		
いわくらにほんごクラス	外国人向け「はじめての日本語教室」の実施	日本語がほとんど話せない外国人を対象に、初期レベルの日本語教室を対話型学習にて行う。
HLCふれあい塾	スマホ活用支援講座の開催	デジタルに不慣れな市民に対し、スマートフォンやタブレットを利用して、生活に必要な情報収集やオンライン手続きができるようにするため、地域で講習会を行う。
一般社団法人はーとプロジェクト(おりーぶおりーぶ岩倉)	いわくら・みんなのサロン	不登校などさまざまな事情でひきこもる子ども等が相談できる場をつくる。ドッグセラピーや子ども等が利用しやすいイベント(親子クッキング)を行う。また、保護者向けの研修会等を行う。



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてお知らせします

● 問合せ先 子育て支援課児童グループ (☎38・5810)

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。この給付金は「ひとり親世帯」と「ひとり親世帯以外」とで要件が異なります。

● 支給金額 児童1人当たり5万円

● 支給手続

★支給対象者①に該当する人
申請不要です。5月末頃から順次振込みます。対象の人には通知を送付しますのでご確認ください。

★支給対象者の②・③に該当する人
申請が必要です。

【ひとり親世帯分】

● 支給対象者

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ② 公的年金等を受けていることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人
- ③ ①②による給付金の支給を受けていない人で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給している人と同じ水準の収入となった人

別児童扶養手当の認定を受けている児童は平成15年4月2日以降に生まれた児童を養育する父母等であって、食費等の物価高騰の影響を受けて、家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

● 支給金額 児童1人当たり5万円

● 支給手続

★支給対象者①に該当する人
申請不要です。5月末頃から順次振込みます。対象の人には通知しますのでご確認ください。
★支給対象者②に該当する人
申請が必要です。

※本給付金は国の制度であり、子ども家庭庁から発出される通知

